

選挙

4月10日は静岡県議会議員選挙の投票日です

告示 4月1日金

投票開票 4月10日日

▼投票 ①午前7時～午後8時
②開票 ①午後9時15分～

投票できる人 次の全ての条件を満たす人

▼日本国籍があり、平成3年4月11日以前に生まれた人 ▶ 平成2年12月31日以前から本市に居住し、投票時に本市の住民基本台帳に登録されている人

* 平成23年1月1日以降に県内から本市へ転入または、本市から県内へ転出した人は、転入・転出前の住所地の選挙人名簿に登録があるため、一定の条件を満たす場合は投票できます。投票には「引続居住証明書」が必要となりますので、最寄りの市役所または町役場の住民登録窓口へ問い合わせください。

▼県内から本市へ転入した人 ▶ 転入前の市町で投票 ▶ 本市から県内へ転出した人 ▶ 本市で投票

持ち物 選挙管理委員会から郵送される

投票所 投票所は下表のとおりです。
指定投票所は入場券に記載されています。

投票できる人 入場券はがきを持参してください。

投票できる人 次に該当する人は、郵便による不在者投票ができます。

投票できる人 当日投票ができない人は、期日前投票ができます。

投票できる人 指定投票所は入場券に記載されています。

投票できる人 期間 4月2日土～4月9日土 時間 午前8時30分～午後8時 会場 棚原庁舎2階ラウンジ、相良庁舎1階ロビー

投票できる人 「病院や施設に入院・入所している人」 指定病院や指定施設で不在者投票ができます。管理者に申し出てください。

投票できる人 「他市町村に長期滞在している人」 出張や通学のため、市外に滞在している人は、本市から郵送する投票用紙を用いて、滞在先の選挙管理委員会で投票ができます。

投票できる人 「郵送日数が掛かるため、早めの手続きが必要です。 詳細は、市選挙管理委員会まで問い合わせください。

問い合わせ 選挙管理委員会 田村 ☎ (23) 0050

問い合わせ 選挙管理委員会 田村 ☎ (23) 0050

問い合わせ 選挙管理委員会 田村 ☎ (23) 0050
▼障がいのある人や介護を要する人に
不在者投票ができます。
郵便による不在者投票は、本市が発行する「郵便等投票証明書」が必要となります。あらかじめ交付申請をしてください。

問い合わせ 選挙管理委員会 田村 ☎ (23) 0050
▼身体障害者手帳または戦傷病者が持つ手帳を持ち、一定以上の障がいがある人

問い合わせ 選挙管理委員会 田村 ☎ (23) 0050
▼介護保険被保険証を持ち、要介護が付申請をしてください。

問い合わせ 選挙管理委員会 田村 ☎ (23) 0050
護状態区分が要介護5と記載されている人

問い合わせ 選挙管理委員会 田村 ☎ (23) 0050
候補者の政見や経歴などを掲載した選挙公報は、新聞折り込みされます。

問い合わせ 選挙管理委員会 田村 ☎ (23) 0050
選挙公報 新聞を購読していない人は、選挙管理委員会へ連絡をするか、棚原総合窓口室または相良総合窓口室に設置してある公報を利用ください。

投票所	対象区
第1 市役所相良庁舎	相良、福岡、大沢
第2 相良B & G海洋センター	波津
第3 片浜コミュニティ防災センター	片浜
第4 大江区民館	大江（大沢の一部）
第5 相良公民館	須々木
第6 菅山区公民館	菅山
第7 萩間小学校体育館	中里、白井、神寄
第8 東萩間公会堂	西萩間、東萩間
第9 牧之原区民センター	牧之原（相良地域）
第10 地頭方区公民館	地頭方、落居
第11 トーク地頭方	豊岡、新庄、渡遠
第12 静波体育館	静波（東）
第13 静波コミュニティ防災センター	静波（西）
第14 川崎コミュニティ防災センター	川崎
第15 細江小学校体育館	細江（南）
第16 細江コミュニティセンター	細江（北）
第17 勝間田会館	勝間田
第18 牧之原コミュニティセンター	牧之原（棚原地域）
第19 坂部区民センター	坂部

相談

困ったときや不安なときは相談してください

問い合わせ 市民相談センター 八木 ☎ (23) 0088

市民相談センターでは、消費生活相談と一般相談を毎日受け付けています。

どの理由で同センターへ来ることが難しい場合は、相談員が自宅まで出向きます。秘密は守られますので、独りで車を運転することができないなどが難しい場合は、相談員が自宅まで出向きます。

相談員は守られますので、独りで車を運転することができないなどが難しい場合は、相談員が自宅まで出向きます。秘密は守られますので、独りで車を運転することができないなどが難しい場合は、相談員が自宅まで出向きます。

相談員は守られますので、独りで車を運転することができないなどが難しい場合は、相談員が自宅まで出向きます。

相談員は守られますので、独りで車を運転することができないなどが難しい場合は、相談員が自宅まで出向きます。

相談員は守られますので、独りで車を運転することができないなどが難しい場合は、相談員が自宅まで出向きます。

相談員は守られますので、独りで車を運転することができないなどが難しい場合は、相談員が自宅まで出向きます。

相談員は守られますので、独りで車を運転することができないなどが難しい場合は、相談員が自宅まで出向きます。

相談員は守られますので、独りで車を運転することができないなどが難しい場合は、相談員が自宅まで出向きます。

自治

シリーズ自治基本条例 最終回 自治基本条例

問い合わせ 協働推進室 瀧井 ☎ (23) 0053

昨年6月から毎月お知らせしてきたシリーズ自治基本条例も、今回が最終回となりました。

就職や転勤でアパートからの退去が多い時期です。退去時には、不動産会社立ち合いの上、補修費として負担する箇所を確認し、清算書を渡されたら、立ち合い時と同じ内容で記載されているかよく確認しましょう。

就職や転勤でアパートからの退去が多い時期です。退去時には、不動産会社立ち合いの上、補修費として負担する箇所を確認し、清算書を渡されたら、立ち合い時と同じ内容で記載されているかよく確認しましょう。

就職や転勤でアパートからの退去が多い時期です。退去時には、不動産会社立ち合いの上、補修費として負担する箇所を確認し、清算書を渡されたら、立ち合い時と同じ内容で記載されているかよく確認しましょう。

就職や転勤でアパートからの退去が多い時期です。退去時には、不動産会社立ち合いの上、補修費として負担する箇所を確認し、清算書を渡されたら、立ち合い時と同じ内容で記載されているかよく確認しましょう。

就職や転勤でアパートからの退去が多い時期です。退去時には、不動産会社立ち合いの上、補修費として負担する箇所を確認し、清算書を渡されたら、立ち合い時と同じ内容で記載されているかよく確認しましょう。

就職や転勤でアパートからの退去が多い時期です。退去時には、不動産会社立ち合いの上、補修費として負担する箇所を確認し、清算書を渡されたら、立ち合い時と同じ内容で記載されているかよく確認しましょう。

就職や転勤でアパートからの退去が多い時期です。退去時には、不動産会社立ち合いの上、補修費として負担する箇所を確認し、清算書を渡されたら、立ち合い時と同じ内容で記載されているかよく確認しましょう。

就職や転勤でアパートからの退去が多い時期です。退去時には、不動産会社立ち合いの上、補修費として負担する箇所を確認し、清算書を渡されたら、立ち合い時と同じ内容で記載されているかよく確認しましょう。

条例の実行性の確保

この条例は制定すればそれではいいというのではなく、まちづくりを進めるために「道具」として使われ、初めて効果が生まれてくるものです。

この条例は制定すればそれではいいというのではなく、まちづくりを進めるために「道具」として使われる、初めて効果が生まれてくるものです。

この条例は制定すればそれではいいというのではなく、まちづくりを進めるために「道具」として使われる、初めて効果が生まれてくるものです。

この条例は制定すればそれではいいというのではなく、まちづくりを進めるために「道具」として使われる、初めて効果が生まれてくるものです。

この条例は制定すればそれではいいというのではなく、まちづくりを進めるために「道具」として使われる、初めて効果が生まれてくるものです。

この条例は制定すればそれではいいというのではなく、まちづくりを進めるために「道具」として使われる、初めて効果が生まれてくるものです。

この条例は制定すればそれではいいというのではなく、まちづくりを進めるために「道具」として使われる、初めて効果が生まれてくるものです。

この条例は制定すればそれではいいというのではなく、まちづくりを進めるために「道具」として使われる、初めて効果が生まれてくるものです。

この条例は制定すればそれではいいというのではなく、まちづくりを進めるために「道具」として使われる、初めて効果が生まれてくるものです。

条例に沿った仕組みの整備

この条例は制定すればそれではいいというのではなく、まちづくりを進めるために「道具」として使われる、初めて効果が生まれてくるものです。

条例案の検討

この条例案を検討してきた中で、市民や議会から△条例の制定はゴーリーではなくスタートである△具体的な部分は別に定めるということだが、重要な部分は早めに整備していく必要があります。

議論の実現

この議論では、協働のまちづくりを尊重しながら、その活動が広がり深まっていくような取り組みも重要になります。

そのため、条例案では「牧之原市自治基本条例推進会議」の設置を明記。会議の権限や役割、構成とといったものは別に定めることになります。

市民に委員として参加してもらったりに議論では、協働のまちづくりを尊重しながら、その活動が広がり深まっていくような取り組みも重要になります。

そのため、条例案では「牧之原市自治基本条例推進会議」の設置を明記。会議の権限や役割、構成といったものは別に定めることになります。

市民に委員として参加してもらったりに議論では、協働のまちづくりを尊重しながら、その活動が広がり深まっていくような取り組みも重要になります。

そのため、条例案では「牧之原市自治基本条例推進会議」の設置を明記。会議の権限や役割、構成といったものは別に定めることになります。

市民に委員として参加してもらったりに議論では、協働のまちづくりを尊重しながら、その活動が広がり深まっていくような取り組みも重要になります。

そのため、条例案では「牧之原市自治基本条例推進会議」の設置を明記。会議の権限や役割、構成といったものは別に定めることになります。

市民に委員として参加してもらったりに議論では、協働のまちづくりを尊重しながら、その活動が広がり深まっていくような取り組みも重要になります。

そのため、条例案では「牧之原市自治基本条例推進会議」の設置を明記。会議の権限や役割、構成といったものは別に定めることになります。